## 令和3年度

苫小牧市要保護児童対策地域協議会 代表者会議(書面会議)

日 時 令和3年6月3日(木)

苫小牧市要保護児童対策地域協議会 (健康こども部こども相談課)

## < 目 次 >

I 報告
1 令和2年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・1
2 苫小牧市における児童虐待相談の通報受理及びその対応について・・・・6
3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について・・・・・・・・・7
II 議 題
1 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について・・・・8
2 令和3年度事業計画(案) について・・・・・・・・・9
<b>§</b> 資 料
資料1 苫小牧市こどもセンターご案内 ほか・・・・・・・・13
資料 2 北海道室蘭児童相談所統計資料 ほか・・・・・・・・15
資料3 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱(案)・・・・・・20

## 1 令和2年度事業報告について

昨今の児童福祉行政を取り巻く状況は、児童相談所における児童虐待相談対応件数が毎年増加の一途を辿っており、児童虐待の未然防止や早期発見の観点からも市町村に求められる役割は大きくなっています。

平成28年に改正された児童福祉法においては、市町村の役割が明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、継続的なソーシャルワーク等を行う拠点の整備に努めることが規定されました。本市においては、いち早く平成31年4月に子ども家庭総合支援拠点を設置し、室蘭児童相談所及び各関係機関との連携のもと対象者への支援を行ってきました。

令和3年1月には、かねてより双葉町の北海道立苫小牧病院跡に整備を進めていた児童相談複合施設が完成し、「苫小牧市こども相談センター」として開設しました。当該施設には、北海道室蘭児童相談所苫小牧分室が開設されることとあわせ、こども相談課を設置し、同一施設内において、子どもや家庭に関する相談に対応する新たな体制をスタートしました。また、施設の開設とともに、「苫小牧市子どもを虐待から守る条例」を施行いたしました。この条例の普及啓発を積極的に推進し、社会全体で子どもを守るという本市全体の意識醸成を図り、児童虐待のないまちを目指します。

苫小牧市要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を図るため、本協議会の事務局及び子ども家庭総合支援拠点の機能も担う、当課の事業計画及び活動報告について説明いたします。

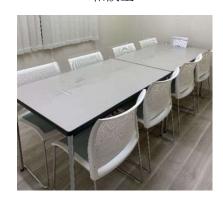
資料1

苫小牧市こども相談センター

<外観>



<相談室>



## 【会議等の開催状況】

## ○代表者会議(書面会議)

6月2日

## ○実務者会議(計11回開催)

・研修「幼稚園及び保育園の職員を対象とした児童虐待対応研修」	11月10日	<u></u> ₹
児童虐待チェックリスト研修	11月12日	計 54 人
•研修「苫小牧市版事実確認面接研修会」	3月15日	14 人
・健康支援課、市立病院との連携会議	計 4 同	
(5月、10月、1月、3月)	計4凹 	
・室蘭児童相談所との連携会議	計 5 回	
(5月、7月、10月、12月、3月)	計り凹	

## ○個別ケース検討会議(計94回開催)

	虐	待	その他	の要因	合	計
	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数
R2 年度	30	58	64	130	94	188

## ○代表者会議

代表者会議では、令和元年度の事業報告及び同2年度の事業計画について書面会議として実施しました。

### ○実務者会議

実務者会議は、研修会や連携会議の形で11回実施しました。

11 月 10 日、12 日には幼稚園保育園等の職員を対象とした児童虐待チェックリストの研修会を 開催しています。平成 29 年度に児童虐待チェックリストを作成し、継続して利用できるよう、毎年研 修会を開催しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、当初予定されていた要対協の各関係機関を招く実務者会議(児童虐待対応研修)は中止し、啓発活動として、児童虐待の通報があった場合の当課の動きを動画で作成し、「苫小牧市における児童虐待防止研修動画」として令和3年1月7日にYoutubeでアップロードし各関係機関に周知させていただきました。(令和3年5月31日時点で1,360回再生)

令和3年3月15日には、苫小牧市版事実確認面接のマニュアルに基づいて実際に利用した 事例を発表し、藤女子大学人間生活学部保育学科・子ども教育学科の小山和利教授より講評を いただきました。この手法は、相手の話を全て受け止める進め方であり、相手のことを尊重した手 法であるなど、本手法の新たな意味づけについて具体的な助言をいただきました。 健康支援課及び市立病院との連携会議は、両機関が把握している支援の要する家庭について情報共有し、必要に応じて地域での確認依頼や、児童相談所、医療機関等と連携した対応を行っています。また、支援を要する妊婦についても、チェックリストを活用することで早い段階で把握できるようにしています。特に支援が必要な妊婦は、個別ケース検討会議を開き、対応について検討しています。

室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議は、通告のあったケースや児童養護施設活用中のケース等を台帳管理し、台帳に記載されている全ケースについて対応状況を確認しています。

## ○個別ケース検討会議

個別ケース検討会議では、ケースの情報共有や支援方針の検討、支援体制の確認等を行っています。

支援方針の検討には平成27年度より家族支援手法を取り入れ、家族の持つストレングス(強み)に着目した展開に努めています。また、支援体制の確認では、各機関に認識のズレが生じないようにホワイトボードを活用し、役割分担や期限などの確認を参加者全員で行っています。

令和2年度は94回開催し、虐待に関するものは30回でした。虐待はもとより、虐待以外のケースにおいても精神疾患や障がい、経済的問題等様々な課題が重複している場合が多く、多機関の協力が不可欠となっています。

### 【啓発活動等の状況】

## ○児童虐待防止推進月間

実施月日	実 施 内 容	備る	考
	○児童虐待防止月間の啓発活動の実施		
	・市内事業所に啓発ポスターの配布・掲示依頼		
11月1日~	・オレンジリボン(シンボル)の市役所窓口職員等への配布、携行		
11月30日	・小学生、中学生に啓発リーフレット配布		
	•虐待防止懸垂幕掲示		
	•虐待防止看板設置		
	・広報とまこまい 11 月号に相談機関情報掲載		
11月1日~	・市内施設2か所をオレンジ色にライトアップ		
11月11日	(苫小牧信用金庫本店、ふれんどビル)		
	○街頭啓発活動の実施		
11月1日	・児童虐待防止の標語入りポケットティッシュ 2,000 個をイオンサービ		
	スカウンターに設置し配布		

## ○出前講座

	テーマ:「児童虐待チェックリストの活用について」	
10月6日	受講者: 苫小牧市立しみず保育園職員	13 名参加
	派遣職員:こども支援課 板橋申次、立花優樹、山中弥生	
	テーマ:「子育て講座 step ダイジェスト版」	
11月25日	受講者:認定こども園第2はくちょう幼稚園職員	17 名参加
	派遣職員:こども支援課 山中弥生	
	テーマ:「苫小牧市の児童虐待とその現状について」	
12月22日	受講者:王子総合病院付属看護専門学校2年生	40 名参加
	派遣職員:こども支援課 牧野武博	
	テーマ:「子育て講座 step ダイジェスト版」	
11月27日	受講者:さくらぎ保育園職員	8名参加
	派遣職員:こども支援課 牧野武博、板橋申次、伊澤好美	
	テーマ:「子育て講座 step ダイジェスト版」	
12月1日	受講者:ひだまりのもり保育園	4名参加
	派遣職員:こども支援課 板橋申次、中館亜希子	
	テーマ:「養育に問題を抱える家庭に関わる連携の在り方」	
1月26日	受講者: 苫小牧市教育研究所(学校関係者)	48 名参加
	派遣職員:こども支援課 板橋申次	

## ○子育て講座「step」(通常講座)

9月	受講者:一般市民、児童相談所職員	7 名参加
9 73	講師:こども支援課 板橋申次、山中弥生	7 石 参 加
2月(平日)	受講者:一般市民	1名参加
2月(平日)	講師:こども支援課 板橋申次、伊澤好美	1 石 参 加
o 日(山.哺乳)	受講者:一般市民、児童家庭支援センター職員	r A Ahn
2月(土曜)	講師:こども支援課 伊藤友希、中館亜希子、佐藤裕美子	5名参加

## ○子育て講座「step」(ダイジェスト講座)

8月17日	受講者:一般市民、児童相談所職員 講師:こども支援課 立花優樹、長谷川文仁	6名参加
1月30日	受講者:一般市民 講師:こども支援課 板橋申次、伊藤友希	5名参加

### ○児童虐待防止月間

11 月の児童虐待防止月間は市内公共施設にポスター掲示依頼、市内大型店での児童虐待防止啓発ポケットティッシュ 2,000 個を設置し配布、虐待防止についての懸垂幕を掲示したほか、市内施設のオレンジ色ライトアップや市役所本庁舎1階で看板設置し虐待の未然防止を呼び掛けました。

本庁舎 1 階で実施した啓発活動は市民が看板にオレンジリボンを貼れるようにするなど市民参加型のものとし、用意したオレンジリボン 570 個が貼られ、新聞にも報道されるなどの反響がありました。市民にはリボンを貼っていただくことで児童虐待に対する意識醸成が図られたほか、児童相談所全国共通ダイヤル 189、通称「いちはやく」の周知ができたりと、相応の効果があったものと思われます。

### ○出前講座

出前講座は6件依頼がありました。児童虐待に関しての講座で、地域支援や家族支援等、それ ぞれの観点で講座を行いました。

## ○子育て講座「step」

一般市民への児童虐待の予防・未然防止として行っている子育て講座は5回行いました。

講座は、暴力や暴言を使わず、子どもに対する保護者の言葉かけや行動を変容させることで、 より良い親子関係を築けるような親教育プログラムで、虐待の未然防止に効果があると考え、平成 26 年度から実施しています。参加者からは、「もっと早くにこの講座に出会いたかったです」「とても 楽しくシンプルでためになる内容でした」など高い評価を頂いています。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、一部実施予定だった講座は中止しました。

## 2 苫小牧市における児童虐待相談の通報受理及びその対応について

(単位:人)

		H30年度	R元年度	(単位:人) R2年度
	受付件数	248	207	186
	対応件数	222	246	182
	人数(年度末時点対応中)	39	0	4
7177	家族・親族	28	25	6
	本人	3	0	3
	近隣・知人	49	39	56
発	民生・児童委員	4	1	2
見 状	警 察	0	2	3
況	保健所	0	0	0
<u>(</u>	学校	50	81	40
(通告者)	幼稚園・保育園	29	16	18
者)	医療機 関	5	19	1
	市(他課)	26	27	9
	児童相談所	20	31	43
	その他	8	5	1
	合 計	222	246	182
,	実 父	59	43	45
主 な	実父以外の父	17	22	17
な 虐 待	実 母	137	177	115
侍 者	実母以外の母	6	4	3
	そ の 他	3	0	2
	合 計	222	246	182
内	身 体 的	41	52	39
, ,	養育怠慢・拒否	72	101	37
容	心 理 的	106	91	106
台	性的	3	2	0
	合 計	222	246	182
	0 ~ 3 歳 未 満	46	41	38
年	3 ~ 未 就 学 児	72	63	41
齢 別	小 学 生	72	101	77
为归	中 学 生	24	25	13
	高校生・その他	8	16	13
	合 計	222	246	182
	助 言 指 導	185	205	147
対 応	継続指導	9	11	27
内	他機関斡旋	0	6	0
容	児童相談所送致	28	24	8
	その他	0	0	0
	合 計	222	246	182

一時保護件数

(単位:人)

	H30年度	R元年度	R2年度
全 件	46	63	50
(再掲)虐待による一時保護	25	43	33

注) 苫小牧市が対応したケースで一時保護に至った件数

○苫小牧市における児童虐待相談の通報受理及びその対応について

令和2年度は児童虐待通報を186件受け付け、全件子どもの安全確認を行っています。

対応件数は182件となっていますが、翌年度へ繰り越した未処理人数を含んでいるものです。この対応件数とは、受け付けた通報に対し、助言指導、児童相談所送致等何らかの対応方針が決定した時点でカウントするもので、対応方針決定前は未処理人数にカウントされます。

厚生労働省が発表している「児童虐待相談対応件数の動向について(令和2年4月~12月分(速報値))」によると、児童相談所が通告等を受けて対応を行った件数は、全国では対前年比で微増でしたが、本市においては同期間において減少傾向となりました。

### 【発見状況】

発見状況は、近隣・知人、児童相談所からの通告が増加しています。コロナウイルス感染症の影響により自宅で過ごす時間が増加したことが、要因の一つであると推察されます。

### 【内容】

内容では、心理的虐待が増加しています。きょうだいに対する暴力等の目撃に加えて、近隣から の泣き声等の通告の増加が件数を押し上げています。

ネグレクトについては、既に(継続して)対応している世帯の割合が多いことが、新規通告の減少につながっているものと思われます。

## 【年齢別】

年齢別では、昨年度と同様小学生が多くなっており、学校と作成した台帳をもとに情報交換することで、連携強化の維持を図ることができました。

## 【対応内容】

継続指導の内容は、支援を要する家庭に養育支援訪問事業を活用したり、親子間の関係を安定させるため相談員が定期的に訪問したりするなどしています。

## 【一時保護件数】

一時保護の件数は、令和2年度は50人一時保護されました。世帯数は大きく変動していないものの、多子世帯の割合が少ないため、件数は10件以上減少しています。

虐待による一時保護は33人で身体的虐待が最も多く、「子どもが家に帰りたくないと言っている」 といったケースなどに対応しました。

虐待以外の一時保護では「もう子どもを見ることができない」といった訴えに対応したケースがありました。

## 3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について

令和元年度の児童虐待相談対応状況等について報告します。 資

資料2

## Ⅱ 議 題

## 1 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について

社会問題化している児童虐待への対応をより一層強化するため、令和3年4月に機構 改革を実施し、こども支援課相談係の業務を児童相談に特化する「こども相談課」を新 たに設置しました。それに伴い関係条文の整備を行います。

## 【新旧対照表】

○苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱

改正案	現行
(調整機関)	(調整機関)
第4条 法第25条の2第4項に規定する	第4条 法第25条の2第4項に規定する
要保護児童対策調整機関(以下「調整	要保護児童対策調整機関(以下「調整機
機関」という。)は、苫小牧市健康こど	関」という。) は、苫小牧市健康こども部
も部 <u>こども相談課</u> とする。	<u>こども支援課</u> とする。

## ○別表

改正案		現行		
区分	関係機関	区 分	関係機関	
国又は地方公共団体の機関	略	国又は地方公共団体の機関	略	
(法第 25 条の 5 第 1 号)	こども相談課	(法第 25 条の 5 第 1 号)		

○苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱(案) 資料3

## 2 令和3年度事業計画(案)について

家庭の中で、子どもの生命の安全が脅かされる深刻且つ、取り返しのつかない事件が発生しています。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業等が行われている中、生活不安・ストレスにより、児童虐待の増加や深刻化が懸念されています。

こうした状況の中、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を適切に保護し、児童虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応の効果促進を図るため、次の事業を実施します。

## (1)関係機関の連携の強化

## ア. 代表者会議の開催

行政機関・民間団体・地域住民との緊密な連携と相互の協力がとれるよう、関係機関の代表者による代表者会議を開催し、協議会の組織及び運営の全般について協議します。

### イ. 実務者会議の開催

関係機関の実務を担当する者で実務者会議を開催し、要保護児童の実態把握や支援を 行っているケースの総合的な把握と支援体制作りの検討及び研修会を実施します。

### ウ. 個別ケース検討会議の開催

複雑多様化する児童虐待等に対応するために、医療機関・民生委員・主任児童委員・学校・保育園・幼稚園等との連携の強化を図り、情報の共有化に努めるとともに、最も効果的な個々の支援を検討するための個別ケース検討会議を積極的に開催します。

## エ. 切れ目のない支援体制の構築

各年代と関わる機関との情報交換や連携体制を作り、児童虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応を図ります。

## ○出産前

健康支援課及び産科を有する病院と連携し、特定妊婦把握のためのチェックリストを 活用することで、支援が必要と思われる家庭のアセスメントを行います。

### ○出産後~就学前

健康支援課と連携し健診未受診家庭等のハイリスク家庭の情報共有を行います。 幼稚園、保育園等と児童虐待チェックリストを活用し、こども相談課との連携強化に努めます。

## ○就学後

全小中学校と要保護児童進行管理台帳を作成し、早い段階から心配のある家庭の把握に努めます。

### ○全年齢

関係医療機関と心配なケースの情報交換を行います。 児童相談所と対応中のケースについて、対応状況の確認を行います。

## ○生活保護世帯

生活保護を受給している心配な子育て世帯の情報共有を行う枠組みを検討します。

## オ. 合同研修会の実施

令和3年度から市こども相談課と苫小牧分室での合同研修を行い、子どもを虐待から守るための土台となる知識の習得に努めます。開催回数は未定ですが、市役所の機能や資源、面接技法の学習、護身術など多種多様な内容を検討しています。

## カ. 機関誌の発行

関係機関との連携強化を目指し、児童虐待等に関する機関誌で情報を発信します。

## (2) 啓発・予防活動の実施

## ア. 児童虐待防止の推進啓発の実施

関係機関にご協力をいただき、大型店などで児童虐待防止啓発グッズを配布する他、ポスターや懸垂幕等を掲示します。また、市役所やホームページ、広報とまこまいでのPRなど、積極的にオレンジリボンキャンペーンを展開し、周知に努めます。

### イ. 出前講座の実施

要望に応じて、児童虐待に関する知識や情報を提供し、児童虐待防止に関する意識の高揚を図るため出前講座を実施します。

## ウ. 子育て講座(step)実施

平成 26 年度から実施し、子育てにおいてイライラが減る等の評価を得ている当該プログラムについて、子育て支援及び児童虐待予防として実施します。

### (3) 苫小牧市子どもを虐待から守る条例啓発事業の実施

### ア. 児童虐待防止啓発グッズのデザイン募集

小学生を対象にデザイン募集を行うことで、子どもへの児童虐待にかかる知識普及を図り、子どもに「自分たちは大切にされる存在なんだ」というメッセージが伝わるように工夫します。

作成した啓発グッズを利用し、企業や地域を巻き込み、市が一丸となって児童虐待を防止していく手立ての一つとして展開します。

## イ. 子育て支援講座を開催

市民や市職員、会社員等を対象とした子育て支援講座を開催し、受講者には小学生がデザインした児童虐待防止啓発グッズを配布し、地域における子育ての相談員として活動してもらう機会とします。

講座の内容は、本市における虐待相談の状況や事例、子育て支援施策の説明や受講された皆さんに期待することなどを検討しています。

受講者には、困っている様子の親子に声をかけ、話を聞いていただいたり、必要に応じてこども相談課につないでもらうなど、子どもと保護者の見守りなどの役割を期待しています。

## ウ. リーフレットの作成

条例の周知及び虐待の理解促進に向けて、子どもにもわかりやすいリーフレットを作成します。

## エ. 子どもを虐待から守るシンポジウム開催

全市的な意識醸成を図るために、子どもを虐待から守る条例啓発事業として、シンポジウムを11月に開催します。

## オ. 子育て家庭向けの支援カード作成

子育て家庭の支援につながる各種情報(子どもの預け先や子育て講座等)を載せた カードを作成します。

## ○令和3年度事業計画(月別)

実施月日	事業内容				
随時開催	個別ケース検討会議、出前講座				
4月	室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修				
- 11	室蘭児童相談所との要対協進行管理台帳打ち合わせ				
5 月	全小中学校との情報連携(~6月)				
	代表者会議(書面開催)				
6 月	健康支援課及び市立病院との連携会議				
	子育て講座(step)通常講座(~7月)				
7月	児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象)				
7.73	室蘭児童相談所との要対協進行管理台帳打ち合わせ				
	健康支援課及び市立病院との連携会議				
8月	児童虐待チェックリスト研修会(幼稚園、保育園、認定こども園等対象)				
ОЛ	全小中学校との情報連携(~9月)				
	子育て講座(step)ダイジェスト講座				
9月	児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象)				
10 月	室蘭児童相談所との要対協進行管理台帳打ち合わせ				
	児童虐待防止月間の各種啓発活動(ポケットティッシュ配り等)				
	子どもを虐待から守るシンポジウム				
11月	虐待対応研修会(市立病院共催、主に医療機関対象)				
11 /1	子育て支援講座				
	健康支援課及び市立病院との連携会議				
	全小中学校との情報連携(~12月)				
12 月	子育て講座(step)ダイジェスト講座				
12 月	子育て支援講座				
令和4年1月	室蘭児童相談所との要対協進行管理台帳打ち合わせ				
774441月	児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象)				
	子育て講座(step)通常講座				
2 月	子育て支援講座				
4 月	健康支援課及び市立病院との連携会議				
	全小中学校との情報連携(~3月)				
3 月					

<sup>※</sup>児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象)の内容は、「トラウマ・インフォームド・ケアを 学ぶ」「身体的虐待における法医学の視点を学ぶ」等を予定しています。

<sup>※</sup>新型コロナウイルスの影響もあり、変更となる可能性もありますが、事業内容につきましては 以下の予定を立てております。

## 児童虐待とは

子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与え るもので、体への暴力だけではなく、心を傷つける、衣 食住の世話をしないなども虐待にあたります。

## 身体的虐待

在的偏待

〈揺さぶる、やけどを負 わせる、戸外にしめだ 殴る、蹴る、叩く、激し すなど

## ネグレクト

食事を与えない、身体 や環境を不潔なままに する、乳幼児を家や車 に残したまま外出する

的扱い、子どもの目の 前で配偶者などに暴 きょうだい間での差別 言葉による脅し、無視、 カをふるうなど

## 児童ポルノの被写体 性器や性交を見せる、 子どもへの性的行為 こするなど

## 心理的虐待

# 🌗 苫小牧市こども相談センターとは 🔵

帝和3年1月1日開設

古小牧市健康こども部こども相談課と北海道室蘭児童 相談所苫小牧分室が入る施設です

## 業務内容

# DA小牧市健康スプも部スプも相談調

子育てに係る相談全般、児童虐待通告および相談の受付

開庁時間 平日8:45~17:15

電話 0144-32-6369 FAX 0144-34-4777

# 〇北海道室蘭児童相談所古小牧分室

18歳未満の子どもの相談や児童虐待通告および 相談の受付、児童の心理などの判定業務

開庁時間 平日8:45~17:30

電話 0144-61-1882 FAX 0144-61-1892

## ACCESS



**苫小牧市こども相談課…0144-32-6369** 

児童虐待の通報 取行ダイヤル ※開庁時間外は…**0144-32-6111** 児童相談所全国共通ダイヤル…189

※24時間受付、通話料無料

警察(緊急時)…110

// 給介します! //

衙颚石令

- ●施設の名称/指小牧市にども相談センタ
- 所/ 苫小牧市双葉町3丁目7番2号 一年
- 開設者/苫小牧市(所管 苫小牧市健康こども部こども相談課) ※駐車場は福祉ふれあいセンターと共用です。

# 多个和





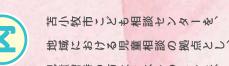








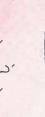




さまざまな取り組みを

関係機関や地域の皆さんと

児童虐待のないまちを目指します。







# 

## 子どもを虐待から 中る条例」制定

## 令和3年1月1日施行

安全と健やかな成長が守られる社会を形成 次世代を担う子ども達を社会全体で守り、

するためには、行政、市民および関係機関

などが果たすべき役割を明確にし、市全体

みを一層推進していくことが重要です。

の意識醸成を図るとともに虐待防止の取り組

この条例を指標とし、児童虐待防止に 向けたさまざまな取り組みを実施すること で、児童虐待のないまちを目指します



# ■「 「 上小牧市子ども を 虚体から 中る 条例」 (戦 要形)

ともに子どもを虐待から守るための施策を推進し、もって子ど 市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにすると もの権利利益の擁護、安全の確保、心身の健やかな成長が 図られる社会の実現に寄与すること。

## 基本理念

- ○虐待は子どもの成長や人格形成に影響を与える著しい人 権侵害であるとともに子どもを死に至らしめるおそれがあり、 何人もこれを行ってはならない
- )虐待の予防、早期発見、早期対応に努め、子どもの安全 の確保を最優先とすること。
- ○虐待のないまちづくりを推進し、子どもの健やかな成長が守 られる社会の実現を目指すこと。

## 市の青器

虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な支援と、こ れらにつながる子ども家庭総合支援拠点をはじめとした体制 整備及び広報啓発を実施すること。

## 保護者の責務

**虐待を決して行ってはならず、子どもの心身の健やかな成長** な図ること。

## 市民等の責務]

子ども及び子育て家庭を見守り、地域社会から孤立させない よう努めること。

## 関係機関等の責務

**韦の施策への協力及び相互連携を図るとともに見守り体制** の整備に努めること。

# (虐待の予防及び早期発見)

子育て支援に関する施策を充実させ、個々の子どもや保護 者、妊婦等、家庭の状況に応じて関係機関等と連携し、必 要な支援を行うこと。

## (通告に係る対応等)

虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに 市、児童相談所等へ通告をすること。 迅速な調査と安全確認の実施をするとともに、虐待のおそ れがない場合であっても個々の家庭の状況に応じた支援を

**虐待を受けた子どもとの良好な関係構築及び再発防止に |虐待を行った保護者に対する指導及び支援|** 

虐待により児童養護施設等に入所等していた子どもの家 「虐待を受けた子どもの家庭への復帰及び自立に係る支援】 必要な指導又は支援を行うこと。

# 子どもの虐待に関する知識の普及等

産生活及び自立の支援を行うこと。

関係機関等と連携し、子どもへの知識普及を図ること。

## 児童虐待防止推進月間

市民等の関心と理解を深めるため、毎年11月を児童虐待 坊止推進月間に定めること。

## 通告の状況等の公表

通告等の状況及び関係する施策の実施状況の公表を行

# あなたの近くに心配な家庭はありませんか

衣類や体がいつも汚れている ついて 子どもに

不自然な傷や打撲の痕がある いつも子どもの泣き叫ぶ声や 保護者の怒鳴り声がする

00 表情が乏しい・活気がないなど

保護者に nsh

地域などと交流が少なく孤立している

子どもの養育に関して拒否的・無関心である 子どものけがについて不自然な説明をする

家庭内が著しく不衛生であるなど







## 令和元年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況

[R2.11.18]

## 1 相談対応件数の推移

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	対前年度
全 国	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	121.2%
全 道	1,515	1,711	2,089	3,014	3,900	4,825	5,133	5,652	6,396	113.2%
道児相	1,078	1,276	1,687	1,855	2,420	3,027	3,220	3,767	3,995	106.1%
札幌市	437	435	402	1,159	1,480	1,798	1,913	1,885	2,401	127.4%
室蘭児相	123	242	224	245	321	426	442	597	513	85.9%
通告件数	262	387	377	389	465	562	<i>597</i>	644	808	125.5%

## 2 経路別相談対応件数

	家族親戚	虐待者本人	児童本人	近隣知人	児童委員	福祉事務所	市 町 村	都道府県	保健所	医療機関	施児 設章 福 祉	警察等	学 校 等	その他	合計
R1年度	35	0	3	68	0	51	26	61	0	15	1	519	28	1	808
H30年度	20	2	0	74	0	39	42	52	1	7	0	398	9	0	644
H29年度	24	0	2	50	0	25	28	25	0	11	1	392	26	13	597
H28年度	37	0	4	89	0	28	7	45	0	10	3	328	11	0	562

## 3 相談対応件数の内訳

## (1)虐待種別件数

	身体的虐待		心理的虐待		ネグ	レクト	性的	虐待	合	計
R1年度	74	14.4%	342	66.7%	88	17.2%	9	1.8%	513	100%
H30年度	80	13.4%	419	70.2%	95	15.9%	3	0.5%	597	100%
H29年度	57	12.9%	324	73.3%	57	12.9%	4	0.9%	442	100%
H28年度	69	16.2%	294	69.0%	58	13.6%	5	1.2%	426	100%

\*留意点1: 件数は児童数 (例)ネグレクト3人兄弟→3件

\*留意点2: 同一児童

複数カウント有

## (2)虐待者別件数

	実	父	実父以	外の父	実	母	実母以	外の母	その	り他	合	計
R1年度	244	47.6%	58	11.3%	198	38.6%	6	1.2%	7	1.4%	513	100%
H30年度	297	49.7%	80	13.4%	202	33.8%	2	0.3%	16	2.7%	597	100%
H29年度	225	50.9%	47	10.6%	140	31.7%	3	0.7%	27	6.1%	442	100%
H28年度	240	56.3%	50	11.7%	112	26.3%	9	2.1%	15	3.5%	426	100%

## (3)子どもの年齢構成別件数

	0~3	歳未満	3歳~	学齢前	小草	学生	中等	学生	高校∙	その他	合	計
R1年度	114	22.2%	97	18.9%	182	35.5%	60	11.7%	60	11.7%	513	100%
H30年度	168	28.1%	140	23.5%	183	30.7%	72	12.1%	34	5.7%	597	100%
H29年度	104	23.5%	97	21.9%	148	33.5%	47	10.6%	46	10.4%	442	100%
H28年度	100	23.5%	85	20.0%	152	35.7%	60	14.1%	29	6.8%	426	100%

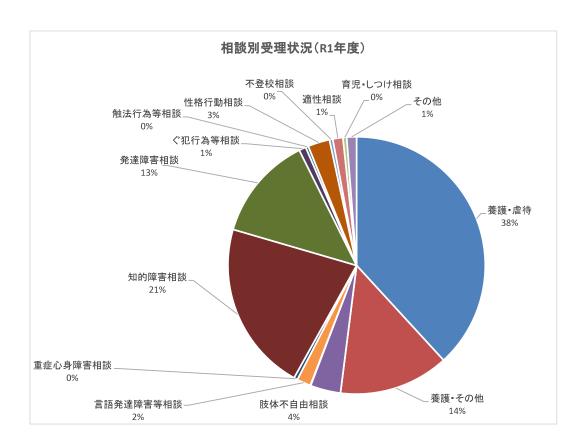
## (4)相談対応結果別件数(措置/指導等)

	養護加 乳児		里親委ミリー	託/ファ ホーム	2号	指導	継続	指導	助言	指導	その	D他	合	計
R1年度	23	4.5%	3	0.6%	29	5.7%	12	2.3%	436	85.0%	10	1.9%	513	100%
H30年度	19	3.2%	7	1.2%	16	2.7%	3	0.5%	541	90.6%	11	1.8%	597	100%
H29年度	15	3.4%	3	0.7%	8	1.8%	7	1.2%	403	91.2%	6	1.4%	442	100%
H28年度	20	4.7%	2	0.5%	6	1.4%	7	1.2%	376	88.3%	15	3.5%	426	100%

## 令和元年度室蘭児童相談所相談受理状況

相談種別受理件数(過去5年分)

1 1	(性加文4年) (2012	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
養	護 相 談	601	695	699	784	891
保	健 相 談	0	0	0	0	0
	肢体不自由相談	46	51	58	64	65
n-t-	視聴覚障害相談	0	0	0	1	1
障	言語発達障害相談	45	34	33	31	30
障 害 相	重症心身障害相談	11	10	18	15	8
談	知的障害相談	325	200	223	300	367
110	発達障害相談	317	240	181	241	225
	小 計	744	535	513	652	696
非	ぐ犯行為等相談	14	27	27	20	15
行   相	触法行為等相談	23	15	16	6	6
談	小 計	37	42	43	26	21
	性格行動相談	107	76	67	70	47
育成	不 登 校 相 談	23	19	19	13	7
相	適性相談	43	50	43	59	22
談	しつけ相談	7	9	10	10	8
100	小 計	180	154	139	152	84
そ	の他の相談	38	11	18	12	21
	合 計	1,600	1,437	1,412	1,626	1,713



令和元年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況について

### 1 相談対応件数の推移

当所における通告受理件数は808件であり、全国的な傾向と同様に増加傾向にある。 当所での対応件数は513件であり、うち、当所苫小牧分室管内は347件、うち、苫 小牧市分は283件である。

なお、当所の対応件数については、当該年度の前後をまたいで対応している案件もある ため、通告件数との差異が生じている。

### 2 経路別相談対応件数

相談経路については、近年と同様の傾向である。件数が多い順に、警察等、都道府県、 福祉事務所、家族親戚等となっている。

警察等からの通告が全体の約64%を占めており、警察等におけるDVに係る案件が 多かったものと推察される。

## 3 相談対応件数の内訳

虐待種別件数については、件数の多い順に、心理的虐待、ネグレクト、身体的虐待、性 的虐待となっている。

苫小牧市における件数についても、心理的虐待(194件)、ネグレクト(52件)、身体的虐待(35件)、性的虐待(2件)となっており、当所全体と同様の傾向である。

その他、虐待者別件数、子どもの年齢構成別件数、相談対応結果別件数についても、各項目において、若干の増減は見られるものの、近年と同様の傾向である。

年齢構成別では、0~3歳未満から小学校修了前までの割合は近年の傾向と変わらず、7割超と多数を占めている。うち、半数以上は小学校就学前である。こうした事からも、出産前後から小学校就学前までの時期における地域のサポートが重要である事がうかがえる。

なお、高校生以上の件数も増加しているが、これについては、警察等からの通告数の増加に伴うものと推察される。

当所における2号指導及び継続指導の増加については、福祉事務所及び学校等からの 緊急性が高いケースや、関係機関と連携しながら継続的に支援が必要なケースが多かっ たものと推察される。

## 4 その他

令和2年度の統計については、集計中。

# 苫小牧分室平面図





初間

市健康こども部こども支援課」も設置されています。(図 ※分室のある苫小牧市こども相談センター内には、「苫小牧 の着色部分は、同市スペースです。)

※施設内に一時保護所は設置していません。

# アクセスマップ



室蘭児童相談所

北海道

苫小牧分室

条

## 交通機関

- J R 苫小牧駅北口から徒歩 20 分
- 道南バス「双葉交番前」下車徒歩5分(26番 沼ノ端線、30番 千歳空港線)
  - 苫小牧中央ICより自家用車で約5分

# 北海道室蘭児童相談所苫小牧分室

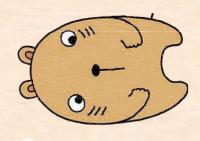
〒053-0045 苫小牧市双葉町3丁目7番2号

(苫小牧市こども栢談センター内) 0144-61-1882 (直通) 0144-61-1883 (夜間)

※夜間ダイヤルでは、虐待通告等、緊急の連絡を 受け付けています。 0144-61-1892 FAX

 $8:45 \sim 17:30$ 

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/mrj/to/index.htm



# 児童相談所とは?

8歳未満の子どもの心や身体に関すること、家庭や学校での生活で困ったことなど、子どもに関わる様々な相談に応じ、その健やかな成長のため、一緒に考え、お手伝いをする公的な相談機関です。

# 相談と支援内容

たとえば、こんな相談を受け付けています。

## 子育てのこと

- しつけの仕方がわからない。
- ●子どもの面倒を見られる人がいない。 (頼れる親族がいない場合など)

## 子どもの成長のこと

- ●大きくなっても全然言葉を覚えない。
- ●同じことで何回注意しても理解しない。

## 子どものふるまいのこと

- ●きょうだいや友達に暴力を振るう。
- の家出や夜遊び、盗みを繰り返す。
  - ・いじめや不斡核で悩んがいる。
- こうした相談に対して、児童相談所では、 保護者やお子さんへのカウンセリング
  - 心理的なテスト(心理検査や発達検査)
- 医師による診察と専門の病院の紹介
- ─時保護所でのお子さんのお預かりなどでお手伝いをしています。
- また、相談だけで解決が難しい場合には、 児童福祉施設や里親などを活用して お子さんの成長を促すことができます。

※お住まいの市町村での「巡回児童相談」も行っていますので、御希望の方は市町村の福祉担当課等にお問い合わせください(**苫小牧市を除く**)。

# 里親制度とは?

様々な事情により、家庭で生活ができない子どもたちを 家族の一員として迎え入れ、 「温かい愛情」と「家庭的な雰囲気」の中で

アゾナナナケバー(田館)

育てていく制度です。

子どもたちを正しく理解し、 子育てへの熱意と愛情を持ち、 心身ともに健康な方であれば、 研修を受け、里親になることができます。 道では、随時里親さんを募集していますので、 関心のある方は当所にお問い合わせください。 ※経済的に困窮している方や犯罪による受刑歴、児童への 虐待歴がある方は里親にはなれません。

# 里親登録に関する問い合わせ先

# 北海道室蘭児童相談所

〒050-0082 室蘭市寿町1丁目6番12号

TED 0143-44-4152 (直通)

FAX 0143-44-4829

受付時間 月曜日~金曜日 8:45~17:30 (祝日、年末年始を除く。)

# 分室の担当地域

- ●胆振総合振興局管内の市町村のうち **苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町**
- ●日高振興局管内の全ての市町村 (日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、 えりも町、新ひだか町)
- ※上記以外の胆振総合振興局管内の市町村については、北海道室蘭児童相談所が担当します。

# 児童虐待 とは?

親などの保護者が子どもに対し、 次に掲げる行為をしていることをいいます。 殴る、蹴る、叩く、継続的に痛みを身体的虐待 与える、戸外に閉め出す、部屋に閉

じ込めるなど。

言葉による暴力、一方的な脅し、無 **心理的虐待** 視や拒否、全否定、子どもの前での 家族への暴力など。

性的虐待

性器や性交を見せたり、性的行為を強要すること。また、ポルノの被写体にすることなど。

病院に受診させない、車内へ放置す **ネグレクト** る、食事を与えない、衣類を不潔な **(育児放棄)** ままにする、学校などに通わせない

虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、 心身の成長及び人格の形成に 重大かつ深刻な影響を与えます。 「これは虐待かも?」 と気になることがある方は 迷わずに当所までお電話ください。 また、虐待は子育ての大変さやお子さんの成長の 問題から起こることもあります。 児童相談所では、育児のアドバイスや 支援機関の紹介もしています。 自分が「虐待をしているかも?」と思ったときも 一人で悩まず、いつでもお電話ください。

## 相談の秘密は守ります。

## 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱 (案)

## (設置)

第1条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の適切な保護を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき苫小牧市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (業務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。
  - (1)要保護児童に加え要支援児童若しくはその保護者または特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護を 図るために必要な情報の交換
  - (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
  - (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関(以下「関係機関」という。)で構成する。
- 2 協議会に会長を置き、会長は苫小牧市長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

## (調整機関)

- 第4条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)は苫小牧市健康こども部こども相談課とする。
- 2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。
  - (1)協議会に関する事務の総括
  - (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握
  - (3) 児童相談所その他の関係機関との連絡調整

## (会議)

第5条 協議会に、代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議を置く。

## (代表者会議)

- 第6条 代表者会議は、要保護児童対策全般についての情報交換、協議会の活動 方針、関係機関の連携のあり方および役割分担等について協議する。
- 2 代表者会議は、関係機関の代表者で構成する。
- 3 代表者会議は、会長が招集し、主宰する。

## (実務者会議)

- 第7条 実務者会議は、要保護児童の実態把握、要保護児童対策を推進するため の啓発活動の企画ならびに要保護児童等についての情報交換および援助につい て協議する。
- 2 実務者会議は、関係機関に属する実務担当者で構成する。
- 3 実務者会議は、調整機関の長が招集し、主宰する。

## (個別ケース検討会議)

- 第8条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について、関係機関に対し、 相談または通告のあった事案に関する具体的な情報交換および援助方法等について協議する。
- 2 個別ケース検討会議は、関係機関のうち、個別の要保護児童等に関係する機 関に属する担当者で構成する。
- 3 個別ケース検討会議は、調整機関の長が招集し、調整機関の長が指名する者 が主宰する。

## (守秘義務)

第9条 協議会の構成機関・法人の役職員及び構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該機関・法人の役職員でなくなった場合及び協議会の構成員でなくなった場合においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年7月21日から施行する。
- 2 苫小牧市児童虐待防止連絡会議要綱(平成12年9月14日)は、廃止する。 附 則
  - この要綱は、平成25年12月1日から施行する。 附 則
  - この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
  - この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
  - この要綱は、平成28年11月1日から施行する。 附 則
  - この要綱は、平成29年5月31日から施行する。 附 則
  - この要綱は、令和元年5月28日から施行する。 附 則
  - この要綱は、令和3年6月3日から施行する。

## 苫小牧市要保護児童対策地域協議会の関係機関

区分	関係機 関
国又は地方公共団体の機関	札幌法務局苫小牧支局
(法第25条の5第1号)	北海道札幌方面苫小牧警察署
	北海道苫小牧保健所
	北海道室蘭児童相談所
	苫小牧市立病院
	苫小牧市消防本部
	教育部指導室
	健康こども部青少年課
	総合政策部協働·男女平等参画室
	福祉部総合福祉課
	福祉部障がい福祉課
	福祉部生活支援室
	健康こども部健康支援課
	福祉部発達支援課
	健康こども部こども育成課
	健康こども部こども支援課
	健康こども部こども相談課
法人	一般社団法人苫小牧市医師会
(法第25条の5第2号)	一般社団法人苫小牧歯科医師会
	札幌弁護士会苫小牧支部
	特定非営利活動法人ウィメンズ結
	特定非営利活動法人チャイルドサポートこあら
その他の者	苫小牧市小学校長会
(法第25条の5第3号)	苫小牧市中学校長会
	北海道私立幼稚園協会苫小牧・日高支部
	苫小牧市法人保育園協議会
	苫小牧人権擁護委員協議会
	苫小牧身体障がい者福祉連合会
	苫小牧市クローバーの会
	とまこまい若者サポートステーション
	苫小牧市民生委員児童委員協議会
	苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会
	いぶり・ひだか児童家庭支援センターしずく